

蓮田都市計画第一種市街地再開発事業 蓮田駅西口第一種市街地再開発事業 計画図-2

1~3	市道5号線官民境界及びその延長線を境とする(1は蓮田駅西口通線、市道5号線及び上一丁目3812-7番地の境界点。2は国道122号、市道5号線及び上一丁目3808-1番地の境界点。3は市道5号線の延長線と国道122号の交点)
3~4	国道122号官民境界を境とする(4は上一丁目4031-2番地と上二丁目4031-4番地及び国道122号との境界点)
4~5	4と5を結ぶ線とする(5は本町3959-3番地と本町3842-2番地及び国道122号との境界点)
5~6	5と6を結ぶ線とする(6は本町3842-2番地、3959-18番地及び3842-14番地との境界点)
6~7	6と7を結ぶ線とする(7は本町3842-15番地、3842-16番地、3959-18番地の境界点)
7~9	駅前交通広場計画線(8~9)及びその延長線を境とする
9~11	本町3842番21と本町3842番22との境界を境とする
11~13	本町3849番地13と本町3849番地14との境界を境とする
13~16	駅前交通広場計画線を境とする
16~17	都市計画道路蓮田駅西口通線の計画線を境とする(17は本町3851-14番地、3851-15番地及び西口通線の境界点)
17~18	本町3851-14番地と3851-15番地の境界を境とする(18は本町3851-14番地、3851-15番地及び県道蓮田鴻巣線の境界点)
18~19	18と19を結ぶ線を境とする(19は本町3854-4番地、3852-3番地及び県道蓮田鴻巣線との境界点。)
19~20	本町3854-4番地と3852-3番地との境界を境とする(20は本町3852-1番地、3852-3番地、3854-2番地及び3854-4番地の境界点)
20~1	都市計画道路蓮田駅西口通線の計画線を境とする
21~22	都市計画道路蓮田駅西口通線の計画線を境とする(21は蓮田駅西口通線、市道784号線及び本町3964-1番地との境界点。22は蓮田駅西口通線、区画街路1号及び本町3825-13番地との交点。)
22~23	22と23を結ぶ区画街路1号の計画線とする(23は25と25を結ぶ線の延長線と区画街路1号の計画線の交点)
23~24	23と24を結ぶ線とする(24は本町3964-1番地、3964-3番地及び市道783号線との境界点)
24~25	24と25を結ぶ線とする(25は本町3964-1番地、3965-2番地及び3964-2番地との境界点)
25~26	25と26を結ぶ線とする(26は本町3964-2番地、3965-3番地及び区画街路1号との境界点)
26~27	26と27を結ぶ区画街路1号の計画線とする(27は本町3965-4番地、3965-5番地及び区画街路1号との境界点)
27~28	27と28を結ぶ線とする(28は本町3965-2番地、3965-4番地、3965-5番地との境界点)
28~29	28と29を結ぶ線とする(29は本町3965-2番地、3965-5番地及び市道784号線との境界点)
29~30	29と30を結ぶ市道784号線の官民境界線とする(30は本町3965-2番地、3965-1番地及び市道784号線との境界点)
30~31	30と31を結ぶ線とする(31は本町3964-1番地、3965-1番地及び3965-2番地との境界点)
31~32	31と32を結ぶ線とする(32は本町3964-1番地、3965-1番地及び市道784号線との境界点)
32~21	32と21を結ぶ市道784号線の官民境界線とする
区域	1から20まで囲まれた区域から、21から32まで囲まれた区域を除いた区域

